

令和5年 第1回峡南衛生組合議会定例会  
会議録

令和5年2月16日 開会

令和5年2月16日 閉会

峡南衛生組合議会

・令和5年2月16日午後3時令和5年第1回峡南衛生組合定例会が峡南衛生組合議場に招集された。

・出席した議員は次のとおりです。

1 番	深山光信	2 番	遠藤公久
3 番	佐野知世	4 番	新津千吉
5 番	伊藤雄波	6 番	伊藤達美
7 番	望月悟良	8 番	遠藤光宣
9 番	笠井雄一	10 番	望月十四朗
11 番	望月郁夫	12 番	米山久志

・地方自治法第121条の規程により説明のため会議に出席した者は、次のとおりです。

管理者	佐野和広
副管理者	辻 一幸
副管理者	望月幹也
副管理者	遠藤 浩
会計管理者	佐野彰紀
市川三郷町生活環境課長	丹沢宏友
早川町町民課長	鈴木宏記
身延町環境上下水道課長	内藤哲也
南部町水道環境課	遠藤 成

・本会議に、職務のため出席した者は次のとおりです。

事務局長	水上武正
支 所 長	古屋秀樹
課 長	望月邦浩
主 事	望月義治

事務局長（水上武正君）

：それでは、開会に先立ち、相互にあいさつを交わしたいと思います。全員ご起立をお願いします。相互に礼。

一同：ご苦労さまです。

事務局長（水上武正君）

：ご着席願います。

議長（米山久志君）

：着座にて失礼します。本日はお忙しい中、ご出席をいただき、第 1 回定例議会が開会できますことを心より御礼申し上げます。立春の空の下、毎日の散歩にも日差しの変化を感じる頃となりました。議員各位におかれましては、各町の 3 月議会に向けての準備等、お忙しいことと存じます。

さて、本定例会に付議されております案件は議案第 1 号から発委第 1 号の 6 案件であります。慎重審議の中にもスムーズな議会運営ができますよう、特段のご協力をお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

ただ今から、令和 5 年第 1 回峡南衛生組合議会定例会を開会いたします。本定例会に管理者ほか関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。議事日程はお手元に配布したとおりにしたいと思いますので、ご了承願います。

議長（米山久志君）

：日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 83 条の規定により、6 番、伊藤達美君、7 番、望月悟良君を指名します。

議長（米山久志君）

：日程第 2、会期の決定について、議題といたします。会期については議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について、議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長、6 番、伊藤達美君。

議会運営委員長（伊藤達美君）

：それでは、議会運営委員会よりご報告を申し上げます。令和 5 年第 1 回定例会の会期につきましては去る 2 月 2 日に議会運営委員会を開催いたしまして、協議をいたしました。その結果、会期は本日 1 日とし、本日はこの後、議案第 1 号から議案第 4 号、さらには同意第 1 号、そして発委第 1 号の上程・説明・質疑・討論を行い、採決することといたします。以上、議会運営委員会の報告といたします。よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

す。以上でございます。

議長（米山久志君）

：ありがとうございました。お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

一同：異議なし。

議長（米山久志君）

：ありがとうございます。異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は議会運営委員長の報告どおり、本日1日とすることに決定しました。

議長（米山久志君）

：日程第3、管理者あいさつ。管理者、ご登壇ください。

管理者（佐野和広君）

：皆さんこんにちは。令和5年第1回峡南衛生組合議会定例会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。立春を過ぎましたけれども、まだまだ寒い日が続きます。議員各位におかれましては、本日、ご参集いただき、深く感謝を申し上げます。さて、新年がスタートし、はや2カ月が過ぎようとしております。このところ新型コロナウイルス感染者数も少しずつ減少傾向にありますが、お亡くなりになる方は高齢者を中心に依然として高止まりでありますので、私どもは引き続き日々の生活に注意を払わなければなりません。

ところで、私の当組合の管理者としての任期も残すところ、あと1カ月となりました。この2年間はコロナに翻弄（ほんろう）され、議員研修等も実施できませんでしたが、皆さまのご理解・ご協力の下、管理者としての務めを果たすことができましたことに感謝を申し上げます。新しい管理者につきましては、峡南衛生組合同規約によりまして任期は2年と定められていることから、4月1日からは市川三郷町の遠藤浩町長が管理者へ就任する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、今議会への提出議案は条例関係4件、補正予算1件、新年度当初予算1件の合計6件を予定しております。議案の内容につきましてはこの後、ご説明させていただきますが、十分ご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての私のあいさつとさせていただきます。

議長（米山久志君）

：日程第 4、議案第 1 号、峽南衛生組合個人情報保護法施行条例について、上程いたします。

議長（米山久志君）

：日程第 5、議案第 1 号について、提案理由の説明を求めます。管理者、佐野和広君。

管理者（佐野和広君）

：それでは、議案第 1 号、峽南衛生組合個人情報保護法施行条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）が公布されたことに伴い、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで各地方公共団体ごとに条例において規定していた個人情報の取り扱いが同法に一本化されることとなったため、同法の施行に関し必要事項を定めるため、峽南衛生組合個人情報保護法施行条例を制定する必要が生じました。これが議案を提出する理由であります。なお、詳細につきましては水上事務局長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（米山久志君）

：議案第 1 号について、詳細説明を求めます。事務局長、水上武正君。

事務局長（水上武正君）

：議案第 1 号、峽南衛生組合個人情報保護法施行条例の制定について、内容のご説明をいたします。今回の条例制定につきましては、令和 3 年 5 月にデジタル社会形成基本法が公布されたことに伴い、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正され、これまで別々にあった個人情報の取り扱いに関する規定が一本化されることになりました。令和 5 年 4 月からは改正後の個人情報保護法の規定が全国共通ルールとして適用されることとなったため、当組合においても個人情報保護法施行条例を制定することとなりました。

第 1 条では趣旨、第 2 条では定義、第 3 条では開示決定等の期限、第 4 条では開示決定等の期限の特例、第 5 条では手数料等、第 6 条では訂正決定等の期限、第 7 条では利用停止決定等の期限、第 8 条から第 13 条では審査会への諮問から調査審議手続の非公開、第 14 条では委任をそれぞれ規定するものです。付則で、この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の施行日から施行するものです。説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（米山久志君）

：日程第 6、議案第 1 号について、質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

議長（米山久志君）

：日程第 7、議案第 1 号について、討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

議長（米山久志君）

：日程第 8、提出議案の採決を行います。議案第 1 号、峡南衛生組合個人情報保護法施行条例について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。ありがとうございます。従って、議案第 1 号は原案どおり可決いたしました。

議長（米山久志君）

：日程第 9、議案第 2 号、峡南衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、上程いたします。

議長（米山久志君）

日程第 10、議案第 2 号について、提案理由の説明を求めます。管理者、佐野和広君。

管理者（佐野和広君）

：それでは、議案第 2 号について、提案理由の説明をさせていただきます。地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 36 号）が公布され、国家公務員と同様に地方公務員についても定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持、高齢期における多様な就業設計の支援を図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任、および転任、ならびに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるため、峡南衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。これがこの議案を提出する理由であります。なお、詳細につきましては水上事務局長に説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（米山久志君）

：議案第 2 号について、詳細説明を求めます。事務局長、水上武正君。

事務局長（水上武正君）

：議案第 2 号、峡南衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、内容のご説明をいたします。今回の条例の一部改正につきましては、少子高齢化が進み、若年労働人口の減少が進行している中で、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、60 歳を超える職員の能力や経験を 60 歳以前と同様に活用することが必要不可欠となっています。このような状況を踏まえ、定年年齢の引き上げにより能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代の職員にその知識・技術・経験などを継承しようと

するため、条例の一部を改正することとなりました。

第 1 章総則、第 1 条趣旨では、地方公務員法の改正に伴い引用箇所の改正。第 2 章定年制度、第 3 条定年では、定年を 60 歳から 65 歳に規定。第 4 条定年による退職特例では、定年に達した職員について特別な事由がある場合に 3 年間を上限とし引き続き勤務させることができることを規定。

第 3 章管理監督職勤務上限年齢制、第 6 条管理監督職勤務上限年齢制から第 11 条異動期間の延長事由が消滅した場合の措置、また第 4 章定年前再任用短時間勤務制、第 12 条定年前再任用短時間勤務職員の任用までは、条文の新設。第 5 章雑則、第 14 条では、条例の実施に関して必要な事項は規則で定めることを規定。など、それぞれ条例改正・規定・新設するものです。付則で、国家公務員に準じ、現行の定年年齢が 60 歳の職員に対し、2 年ごとの 1 歳ずつ引き上げる経過措置を規定し、また情報提供・意思確認制度に関する事項を規定するものです。改正付則として、記載のとおり、第 2 条勤務延長に関する経過措置から第 11 条令和 3 年改正法付則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢までを規定しているものです。なお、施行期日につきましては令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（米山久志君）

：日程第 11、議案第 2 号について、質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

議長（米山久志君）

：日程第 12、議案第 2 号について、討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

議長（米山久志君）

：日程第 13、提出議案の採決を行います。議案第 2 号、峡南衛生組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する法律について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、議案第 2 号は原案どおり可決いたしました。

議長（米山久志君）

：日程第 14、議案第 3 号、令和 4 年度峡南衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）について上程いたします。

議長（米山久志君）

：日程第 15、議案第 3 号について、提案理由の説明を求めます。管理者、佐野和広君。

管理者（佐野和広君）

：それでは、議案第 3 号、令和 4 年度峡南衛生組合一般会計補正予算について、提案理由を述べさせていただきます。歳入歳出予算の補正、第 1 条、および繰越明許費、第 2 条の説明をさせていただきます。歳入歳出予算の補正ですが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 352 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8,834 万 3,000 円とするものであります。続いて第 2 条、地方自治法第 213 条の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は第 2 表、繰越明許費による。以上、提出させていただきます。なお、詳細につきましては水上事務局長に説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（米山久志君）

：議案第 3 号について、詳細説明を求めます。事務局長、水上武正君。

事務局長（水上武正君）

：議案第 3 号、令和 4 年度峡南衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）について、内容を説明いたします。今回の補正は各科目の実績等の精査により補正したものであります。予算書 3 ページをお開きください。第 2 表、繰越明許費について説明いたします。5 款 3 項南部火葬処理費、火葬炉制御システム更新工事 1,628 万円を明許繰越といたしました。本工事の主要部品である半導体が新型感染症の影響による工場稼働率の低下に伴い、大幅な納期遅延が発生しているためです。

次に、歳入の説明をいたします。6 ページをお開きください。2 款使用料および手数料、2 項 2 目ごみ処理手数料は 210 万 6,000 円の増額です。これまでの実績により可燃ごみ持ち込み分 117 トン分の増額を行うものです。4 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金は 562 万 7,000 円の減額です。

続きまして、歳出のご説明をいたします。7 ページをご覧ください。2 款 1 項 1 目一般管理費、14 節工事請負費 18 万 7,000 円の減額。3 款 1 項 1 目し尿処理費、12 節委託料 143 万 5,000 円の減額。14 節工事請負費 60 万 2,000 円の減額。2 目ごみ処理費、12 節委託料 116 万 9,000 円の減額。4 款 1 項 1 目火葬処理費、14 節工事請負費 12 万 8,000 円の減額。いずれも委託料・工事請負費の契約差金分の減額をお願いするものです。説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（米山久志君）

：日程第 16、議案第 3 号について、質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。



議長（米山久志君）

：日程第 17、議案第 3 号について、討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

議長（米山久志君）

：日程第 18、提出議案の採決を行います。議案第 3 号、令和 4 年度峡南衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、議案第 3 号は原案どおり可決いたしました。

議長（米山久志君）

：日程第 19、議案第 4 号、令和 5 年度峡南衛生組合一般会計予算について、上程いたします。

議長（米山久志君）

：日程第 20、議案第 4 号について、提案理由の説明を求めます。管理者、佐野和広君。

管理者（佐野和広君）

：それでは、議案第 4 号、令和 5 年度峡南衛生組合一般会計予算について、説明を申し上げます。歳入歳出予算、第 1 条のみを説明させていただきます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 5 億 2300 万 8,000 円と定めます。これを提出いたします。詳細につきましては水上事務局長より説明させます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（米山久志君）

：議案第 4 号について、詳細説明を求めます。事務局長、水上武正君。

事務局長（水上武正君）

：議案第 4 号、令和 5 年度峡南衛生組合一般会計予算について、歳入歳出とも主なものについて内容説明をいたします。歳入から説明いたします。5 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目負担金 4 億 5,740 万 2,000 円につきましては説明欄記載のとおり、各町からの負担金です。2 款使用料および手数料、1 項 1 目火葬使用料は、峡南斎場使用料 555 万円は説明欄記載のとおり、管内・管外合わせて 356 体の使用料です。2 項 1 目峡南本所清掃手数料 527 万 3,000 円は衛生車の持ち込み分 2,790 台を見込んでいます。2 目ごみ処理手数料 4,673 万 1,000 円は説明欄記載のとおり、可燃ごみ持ち込み代 2,880 万円、可燃ごみ・資源ごみの袋代収入等を見込んでいます。6 ページをお開きください。5 款 1 項 1 目繰越金は 100 万円です。7 ページをご覧ください。7 款南部使用料および手数料、1 項 1 目南部火葬使用料 180 万 5,000 円は説明欄記載のとおり、管内・管外合わせて 118 体の使用料です。2 項 1 目南部

清掃手数料 481 万 7,000 円は衛生車の持ち込み分 2,549 台を見込んでおります。歳入については以上です。

次に、歳出の説明を行います。8 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目議会費 191 万 9,000 円です。議員報酬や旅費、議員研修負担金等の計上です。2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 5,997 万 9,000 円です。1 節報酬から 9 ページの 4 節共済費は職員 4 名、会計年度任用職員 1 名にかかる人件費です。10 節需要費 305 万 6,000 円は説明欄記載のとおり、消耗品費・燃料費・印刷製本費等です。12 節委託料 1,852 万 4,000 円は説明欄 9 ページ・10 ページ記載のとおり、警備委託、浄化槽清掃委託、指定ごみ袋製造業務委託等です。

10 ページをご覧ください。13 節使用料および賃借料 455 万 1,000 円は説明欄記載のとおり、コピー機リース料、公用車リース料、各システムの使用料等です。18 節負担金補助および交付金 127 万 9,000 円は説明欄記載のとおり、各種負担金等です。11 ページをご覧ください。3 款 1 項清掃費、1 目し尿処理費 7,269 万円は組合本所のし尿処理予算です。2 節給料から 4 節共済費までは職員 3 名にかかる人件費です。12 ページをお開きください。10 節需要費 4,992 万 9,000 円は説明欄記載のとおり、消耗品 385 万 6,000 円、内容につきましては水処理施設用の各種薬品代費用、光熱水費 2,629 万 2,000 円は電気料等、修繕費 1,978 万 1,000 円の内容は経年劣化等による各種機械のポンプ修繕等です。12 節委託料 413 万 7,000 円は説明欄記載のとおり、水質検査や受け入れ槽等の清掃業務、また機械設備の点検整備委託料等です。2 目ごみ処理費、2 億 1,999 万 9,000 円です。1 節報酬から 4 節共済費は職員 4 名および会計年度任用職員 1 名にかかる人件費です。

13 ページをご覧ください。10 節需要費 6,110 万 1,000 円は説明欄記載のとおり、消耗品費 624 万円、内容につきましては各種機械の消耗品、各種薬品代費用等です。燃料費 424 万 7,000 円はごみ焼却に伴う燃料、光熱水費 4,010 万 4,000 円は電気料、修繕費 1,051 万円の内容は経年劣化等による各種焼却施設の修繕等です。12 節委託料 9,322 万 4,000 円は説明欄 13 ページ・14 ページ記載のとおり、ごみクレーン定期点検委託料、不燃物処理委託料、各種機械設備等点検委託料等です。14 ページをお開きください。14 節工事請負費 3,730 万 2,000 円です。主な内容につきましては説明欄記載のとおり、ナンバー2 焼却灰排出コンベア更新工事、2 号炉耐火物補修工事等です。15 ページをご覧ください。4 款 1 項 1 目火葬処理費 2,527 万 7,000 円です。10 節需要費 996 万 2,000 円は説明欄記載のとおり、燃料費 332 万 5,000 円は灯油代、光熱水費 144 万円は電気料、修繕費 477 万 7,000 円は火葬炉改修修繕等です。12 節委託料 1,510 万 4,000 円は説明欄記載のとおり、火葬業務委託料、各種設備点検委託料等です。

5 款 1 項南部総務費・支所費、1 目南部一般管理費は 1,597 万 2,000 円です。2 節給料から 4 節共済費までは支所長および職員 1 名分の人件費です。16 ページをお開きください。10 節需要費 498 万 8,000 円は説明欄記載のとおり、光熱水費 362 万 4,000 円は電気料、修繕費 113 万円は事務所内空調機取り替え修繕等です。12 節委託料 42 万 6,000 円は南部支所の浄化槽、電気保安管理等です。

17 ページをご覧ください。2 目南部し尿処理費 1 億 750 万円です。2 節給料から 4 節共済費までは職員 2 名にかかる人件費です。10 節需要費 5,646 万 5,000 円は説明欄記載のとおり、消耗品費 681 万 2,000 円の内容は水処理施設用の各種薬品代費用等、光熱水費 2,062 万 7,000 円は電気料等、修繕費 2,488 万 3,000 円の内容は経年劣化等による各種機械のポンプ修繕等です。12 節委託料は 1,372 万 9,000 円です。主な内容につきましては説明欄記載のとおり、水質検査、汚泥運搬業務、水処理用活性炭入れ替え業務等です。18 ページをお開きください。14 節工事請負費は 2,387 万円で、説明欄記載のとおり、沈砂槽・受け入れ槽防食工事です。3 目南部火葬処理費は 1,838 万 7,000 円です。10 節需要費 825 万 1,000 円は説明欄記載のとおり、燃料費 134 万 4,000 円は灯油代、光熱水費 314 万 4,000 円は電気料、修繕費 364 万 9,000 円は火葬炉設備修繕等です。12 節委託料 986 万 4,000 円は説明欄記載のとおり、火葬業務委託料、各種設備点検委託料等です。19 ページをご覧ください。6 款 1 項 1 目財政調整基金積立金は 3 万 6,000 円です。7 款 1 項 1 目予備費に 100 万円を計上いたしました。説明は以上です。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（米山久志君）

：日程第 21、議案第 4 号について、質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんか。

議長（米山久志君）

：日程第 22、議案第 4 号について、討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

議長（米山久志君）

：日程第 23、提出議案の採決を行います。議案第 4 号、令和 5 年度峡南衛生組合一般会計予算について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、議案第 4 号は原案どおり可決いたしました。

議長（米山久志君）

：日程第 24、同意第 1 号、峡南衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、上程します。

議長（米山久志君）

：日程第 25、同意第 1 号について、提案理由の説明を求めます。管理者、佐野和広君。  
管理者：同意第 1 号、峡南衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を峡南衛生組合監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めます。委員に選任する者。住所、山梨県南巨摩郡南部町内船 8250 番地の 1。

氏名、四条和彦。生年月日、昭和 30 年 5 月 6 日。提案理由でありますけれども、令和 5 年 5 月 25 日で笠井一雄監査委員の任期満了に伴う後任を選任する必要が生じたために、議会の同意を得たく提案するものであります。よろしくお願い申し上げます。

議長（米山久志君）

：同意第 1 号については人事案件ですので、質疑・討論は省略いたします。

日程第 26、同意第 1 号、峡南衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案賛成の方の起立を求めます。起立全員であります。従って、同意第 1 号は原案どおり可決いたしました。

議長（米山久志君）

：日程第 27、発委第 1 号、峡南衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、上程いたします。

議長（米山久志君）

：日程第 28、発委第 1 号について、提案理由の説明を求めます。8 番、伊藤達美君。

議会運営委員長（伊藤達美君）

：それでは、上程されております発委第 1 号、峡南衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例について、ご説明を申し上げます。今回の条例制定につきましては、令和 3 年 5 月にデジタル社会形成基本法が公布されたことに伴い、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正され、これまで別々にあった個人情報の取り扱いに関する規定が一本化されることになり、令和 5 年 4 月からは改正後の個人情報保護法の規定が全国共通ルールとして適用されることとなったわけであり、一方で、地方公共団体の議会においては個人情報保護に関する基本的な責務などを除き、個人情報の保護に関する法律の適用対象外となるわけでごさいます、このため、組合と組合議会が保有する個人情報の取り扱いに関しましては差異が生じることを避けるため、適切な取り扱いを図るために議会として条例を制定するものでございます。

この条例は第 1 章から第 5 章までの全 51 の条文、付則および別表で構成されておりました、主な規定内容は次のとおりでございます。1、個人情報の取り扱い。個人情報の保護に関する法律（以下、法律という）第 61 条から第 73 条の規定に準じて、個人情報の取り扱いを定める。議会の個人情報の保護に関する条例（以下、条例という）第 1 章および第 2 章。

保有個人情報は議会事務局の職員（以下、職員という）が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用する者として、議会が保有するものといたします。なお、議長を含む議員（以下、議員という）が職務上作成し、または取得した個人情報は保有個人情報からは除外されます。条例第 2 条第 4 項でございます。

それから2番目、個人情報ファイルでございます。法律第74条、および第75条の規定に準じて、個人情報ファイルについて定めるものであります。条例の第3章でございます。

次に、3番目でございます。開示、訂正、および利用停止でございます。開示につきましては法律第76条から第89条、訂正につきましては第90条から第97条、利用停止につきましては第98条から第103条に準じて、議会が保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正、および利用停止について定めるものでございます。条例第4章第1節、第2節、および第3節がこれに該当します。開示請求に要する手数料については現行の峡南衛生組合個人情報保護条例と同様に無料とし、写しの交付・郵送にかかる実費を徴収するものとしたします。条例第30条であります。

4番目でございますが、峡南衛生組合個人情報保護審査会への諮問、開示決定、訂正決定、利用停止決定、または開示請求、それから訂正請求、もしくは利用停止請求にかかる不作為について審査請求があった時は、峡南衛生組合が設置する峡南衛生組合個人情報保護審査会（以下、組合審査会という）に諮問することといたします。また、個人情報の適正な取り扱いを確保いたしますために、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である時にも、組合審査会に諮問することができるものとしたします。これは第4章第4節でございます。

それから第6が付則でございますが、これは令和5年4月1日から施行することを定めるものであります。それから第7でございますが、これは別表でございます。条例第30条に規定する写しの交付・郵送にかかる実費を定めたものでございます。以上、説明をさせていただきましたが、よろしくご審議をさせていただきますようお願い申し上げまして、ご説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（米山久志君）

：日程第29、発委第1号について、質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

議長（米山久志君）

：日程第30、発委第1号について、討論を行います。討論はございませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

議長（米山久志君）

：日程第31、提出議案の採決を行います。発委第1号、峡南衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。従って、発委第1号は原案どおり可決いたしました。

議長（米山久志君）

：日程第 32、議会運営委員長から閉会中の継続調査申し出書が提出されておりますので、議題といたします。閉会中の調査の申し出があります。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

一同：異議なし。

議長（米山久志君）

：異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案はすべて終了いたしました。議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。来年度から管理者が南部町の佐野和広町長から市川三郷町の遠藤浩町長に代わります。両名には一言ずつごあいさつを頂戴したいと思います。初めに佐野町長、ご登壇ください。

管理者（佐野和広君）

：筋書きのない文面が入ってございましたけれども、冒頭、私が申し上げましたけれども、2年間、本当に皆さんのお力を借りながら無事に過ごすことができました。ちょうどコロナ禍でして、その間にはこの峡南衛生の大きな不祥事がございます、その時、私が委員長ということで審査会に立ち会ったわけですが、そういったことも何とかやりくりしながら、やっと正常に戻ったといえますか。その時に退任ですから、心惜しい気もしますけれども、本当に2年間、ありがとうございました。ただ、残念なことは皆さんとともに本来ならば一献をとる機会があればよかったんですけど、それもなくて残念ですが、今後とも、次の遠藤町長の時はあろうかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

（拍手）

議長（米山久志君）

：続きまして、遠藤町長、ご登壇ください。

副管理者（遠藤浩君）

：改めまして、遠藤でございます。私は町長就任以来1年5カ月ということでございまして、峡南4町の町長さんにはいつもご指導をいただいております。今回、4月から組合長ということでございますが、前佐野組合長さんのご指導をいただき、また早川町長さま、身延町長さまのご指導をいただきながら進めさせていただきたいと思っております。今、佐野組合長さ

んのほうからぜひ一献をとということでございますが、実は私、何年も前からお酒のほうはやめておりまして、親しくお付き合いができないんですけれども、その意思につきましてはかなうようにしていきたいというふうに思います。今後ともよろしく願いいたします。

(拍手)

議長（米山久志君）

：これもちまして、令和5年度第1回峡南衛生組合議会定例会を閉会といたします。

事務局長（水上武正君）

：全日程が終了いたしました。大変ご苦労さまでした。相互にあいさつを交わしたいと思います。全員ご起立をお願いします。相互に礼。

一同：ご苦労さまでした。